

## 令和2年第5回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月現金出納検査の報告
    - ・令和2年4月分
  - 2) 令和元年度の経営状況及び令和2年度事業計画の報告
    - ・株式会社 美郷の大地
    - ・あきた美郷づくり株式会社
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
  - 請願、陳情上程（委員会付託）
- 第 5 請願第 1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書
- 第 6 陳情第47号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、  
2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 7 陳情第48号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情  
議案上程（説明）
- 第 8 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の報告について  
議案上程・質疑（説明～質疑～討論～表決）
- 第10 同意第 1号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 2号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 3号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 4号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 5号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 同意第 6号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 同意第 7号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第17 同意第 8号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 9号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 同意第10号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 同意第11号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第21 同意第12号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第22 同意第13号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第23 同意第14号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第24 同意第15号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第25 同意第16号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第26 同意第17号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第27 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案上程（説明）

- 第28 議案第41号 財産の取得について
- 第29 議案第42号 財産の取得について
- 第30 議案第43号 財産の取得について
- 第31 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 第32 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 第33 議案第46号 第2次美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第34 議案第47号 美郷町税条例の一部改正について
- 第35 議案第48号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第49号 美郷町農村公園条例の一部改正について
- 第37 議案第50号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第38 議案第51号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第39 議案第52号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第40 議案第53号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第41 議案第54号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第42 議案第55号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

第43 議案第56号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、熊谷良夫君、10番、伊藤福章君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

6月2日招集告示されました令和2年第5回美郷町議会定例会に当たり、翌6月3日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

初めに、本定例会の会期は本日6月9日から19日までの11日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、請願・陳情を上程し、委員会付託とします。次に、報告第4号、報告第5号を上程し、説明を受けます。次に、同意第1号から議案第40号までを上程し、質疑・討論・表決を行います。次に、議案第41号から議案第56号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

6月10日から17日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは11日正午までとします。

なお、休会中の日程ですが、6月12日、15日及び16日に関係常任委員会を開催し、請願・陳情の審査を行う予定です。

6月18日は午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月19日は午前10時から本会議を再開し、議案第41号から議案第56号までの質疑・討論・表決を行い、その後、請願及び陳情の審査結果についてを委員長の報告、質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和2年4月分）の結果報告がありました。

2として、町長より株式会社美郷の大地、あきた美郷づくり株式会社それぞれの令和元年度の経営状況及び令和2年度事業計画を説明する書類の提出がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) おはようございます。

令和2年第5回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について報告いたします。

国の緊急経済対策による特別定額給付金事業については、6月8日時点で給付金額18億9,360万円、給付率97.9%、6,490世帯への給付を終えております。

国の子育て世帯への臨時特別給付金並びに町在住対象児童に給付する町独自の子育て世帯応援給付金については、6月3日、国の臨時特別給付金で1,758人、町の子育て世帯応援給付金で1,732人に給付しております。

なお、町の子育て世帯応援給付金については、国の給付金支給基準日3月31日でなく6月1日を基準日としているため、今回の給付に間に合わなかった一部の方には7月上旬に給付する予定です。

子育て世帯の経済負担の軽減等に係る中学生の医療費全額助成については、令和2年第2回美郷町議会臨時会において関係予算の議決をいただいております。8月1日から実施するよう、現在作業を進めているところです。

町内消費活動の回復のきっかけとするため給付する「地域応援商品券・地域応援食事券」については、6月8日に各世帯主宛に郵送しております。使用期間は6月10日から12月9日までとし、6月8日時点で取扱店の総数は171店で、そのうち店内での飲食に使用できる食事券の取扱店は35店となっております。町民の皆様には「地域応援商品券・地域応援食事券」の期間内でのご使用をお願いいたします。

町の指示に従い休業した道の駅美郷及び美郷屋に、農産品や加工品、お菓子などを出荷している事業者に対し給付する「道の駅美郷・美郷屋休業に伴う事業継続応援金」については、6月8日時点で91人、174万7,500円を給付しております。事業継続のための支援として町が1事業者当たり20万円を給付する「事業継続支援金」については、6月8日時点で188件、3,760万円の給付を決定しております。

町内中小企業及び個人事業主への資金繰り支援については、6月8日時点で中小企業振興資金12件・1億830万円、小口零細企業振興資金9件・2,900万円、秋田県経営安定資金(危機関連枠)12件・2億8,800万円を融資しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方々への固定資産税の減免状況についてですが、6月8日時点で事業者からの申請が32件、収入減額世帯に属する方からの申請が2件となっております。

県外の大学生等を支援する「県外大学生等応援事業」については、6月1日より申請書の受付を開始し、6月8日時点での申請者数は61人となっております。

今後の新たな事業についてですが、国の緊急経済対策による特別定額給付金事業の対象とならなかった4月28日以降に生まれた子どもを対象に、今後の健やかな成長を願い、出生祝い金の給付をたく、本定例会に係る予算を計上しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症を受け止めた今後の町主催行事について報告いたします。

令和2年度的美郷カレッジは当初6月から開催する予定でしたが、開催時期を9月に延期いたします。

今年度の成人式については、6月5日に開催された令和2年度美郷町成人式実行委員会での新成人のご意見・ご意向を受け止めるとともに、開催に当たってご来賓人数や座席配置などで「3つの密」の回避対策を講ずること、感染拡大など現在の取り巻く環境に変化が生じた場合は開催を1月に延期するという前提で8月15日開催で準備を進めてまいります。

8月に予定していた美郷中学生のタイ王国ノンタブリー県アニューラチャ・プラシット・スクールへの訪問については、両国における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、来年1月に延期したい旨を伝えております。

9月に予定している敬老会については、新型コロナウイルス感染症予防を実践する国の「新しい生活様式」を踏まえるとともに、ご高齢者を対象としていることを踏まえ、今年度の開催は難しく、やむなく中止することといたします。

申しあげました町主催行事に係る皆様には、どうかご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、セルフケアの推進強化及び健康寿命の延伸を目的として行っている健康ポイント事業については、6月8日時点で申込者数が290人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度同時期と比較して87.6%の申込み状況ですが、事業の周知を図りながらセルフケアの意識向上に努めてまいります。

2つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、例年ラベンダーまつり期間中に実施して



いる美郷雪華ラベンダー酵母や酒かすを活用した新商品を発表する「美郷雪華コレクション」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から秋に延期いたします。

「生菓の里 美郷」構想推進事業については、引き続き農家への栽培支援や試験栽培管理を行うほか、これまでの取組をもとに作成したキキョウの栽培指針や経営指標を周知し、増収に向けた栽培を促すとともに栽培農家数の拡大に努めてまいります。

3つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、連携協力協定を締結している日本航空株式会社及び株式会社モンベルの社員が来町し、資源の活用方法など、様々な角度からご意見をいただくJAL&モンベルキャンプ、また交流自治体である長野県東御市や栃木県那珂川町のラベンダーまつり期間中の来町物販、北海道中富良野町への訪問物販の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から秋に延期いたします。

町内の宿泊施設の利用促進と滞在型観光の推進を目的に日本航空の協力のもとで実施している「JALふるさと応援割」については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら適切な時期に開始できるよう準備を進めてまいります。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに住民生活課関係ですが、消防団活動として毎年春の火災予防週間に実施している予防活動は出発式を幹部団員のみ出席とし、各分団による消防器具の点検や地域へのチラシ配布などの巡回活動を行いました。

また、防火関係ですが、4月以降は建物火災1件、野焼きによる原野火災3件が発生しており、引き続き啓発活動等に努めてまいります。

次に商工観光交流課関係ですが、ラベンダーまつりについては、既に中止を決定しておりますが、ラベンダー園を含む大台野広場については、「3つの密」にならないよう引き続き来場者に周知を図ってまいります。

また、美郷町と連携協定を締結している株式会社モンベルの直営店については、店名が「モンベル秋田美郷店」に決定するとともに8月27日にオープンすることが決定した旨、連絡をいただいております。

なお、現時点での工事の進捗率は40%と伺っております。

次に農政課関係ですが、令和2年度の水田農業施策をまとめた冊子を3月25日に全農家へ配布し、事業の周知を図りました。また、水田活用の直接支払交付金に係る対象作物の現地確認は6月3日から16日までを予定しております。

また、農地集積加速化基盤整備事業「明田地野際地区」は4月1日付で採択となりました。

事業概要ですが、受益面積113ヘクタール、概算事業費28億3,229万円で事業年度は令和7年度までとなっております。

なお、今年度は次年度以降の工事に向けた調査設計業務を行う予定となっております。

次に建設課関係ですが、4月から5月末までの主な工事発注状況については、道路舗装及び舗装補修工事13件、外側線工事1件、解体工事1件、業務委託として公園管理業務64件、測量調査設計業務2件、町営住宅水質検査業務1件を発注し、発注率は61.2%となっております。

また、上下水道関係では公共ます設置工事2件、施設保守点検業務委託19件、水質検査業務3件、設計業務4件を発注し、発注率は59.6%となっております。

次に生涯学習課関係ですが、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期に伴う令和2年度のホストタウン推進事業について協議するため、4月16日に第2回「東京2020オリンピックを楽しもう会」を開催しました。その中では公共施設等へのPRポスターの掲示やタイ王国応援サポーター「プーアン」への加入促進などについて効果的に実施するための具体的な方策を提案いただいております。

その取組の一つとして、5月29日に美郷町総合体育館リリオスでタイ王国応援サポーター「プーアン」、美郷町バドミントンスポーツ少年団・美郷中学校バドミントン部の児童生徒、北都銀行女子バドミントン部選手のご協力のもと、タイ・バドミントンナショナルチーム等を応援するビデオメッセージの収録を行っております。編集作業が整い次第、北都銀行バンコク駐在員事務所を通じてお届けいたします。

なお、6月10日には美郷中学校の生徒等によるタイ王国ノンタブリー県のアニュラチャ・プラシット・スクールへの応援メッセージを収録する予定となっております。こちらも編集作業が整い次第、お届けいたします。

東京2020オリンピック・ホストタウン登録を契機としたタイ王国との国際交流については、今後も推進してまいります。

また、日本郵便株式会社のご協力のもと、4月27日から500シート限定で販売している「タイ王国×秋田県美郷町ホストタウン記念フレーム切手」の販売数は6月8日時点で492シートとなっており、多くの方からご好評をいただいております。令和3年度の東京2020オリンピック開催に向け、今後のホストタウン推進に係る機運醸成の取組を図ってまいります。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第4号から報告第5号「繰越明許費繰越計算書の報告について」ですが、令和元年度の美郷町一般会計予算及び美郷町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について報告する

ものです。

同意第1号から同意第17号「美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、美郷町農業委員会委員17人の任命について同意を求めるものです。

議案第40号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、戸沢明人氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく意見を求めるものです。

議案第41号から議案第43号「財産の取得について」ですが、消防用小型動力ポンプ、ホイールローダー、小型ロータリ除雪車の取得に係る契約について、それぞれお諮りするものです。

議案第44号及び議案第45号「工事請負契約の締結について」ですが、七滝山線森林管理道開設工事並びに後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事について工事請負契約を締結したく、それぞれお諮りするものです。

議案第46号「第2次美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ですが、過疎地域の自立促進に必要な事業を追加するため計画の一部を変更したく、お諮りするものです。

議案第47号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定を整備する必要があるためお諮りするものです。

議案第48号「美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ですが、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第49号「美郷町農村公園条例の一部改正について」ですが、後三年農村公園について、後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事の用地として当公園敷地を充てるため農村公園から除外したく、お諮りするものです。

議案第50号「美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第51号「美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の公布に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第52号「美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第53号「令和2年度美郷町一般会計補正予算第4号」についてですが、歳入では地方創生拠点設備交付金の追加等、歳出では南給食センター食器洗浄機更新経費の追加、公共施設利用制限に伴う運営費補助金の追加、出生祝い金の追加、避難所用間仕切り購入経費の追加、及び4月に行った職員の人事異動による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第54号「令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号」についてですが、国民健康保険税の減額、前年度繰越金及び予備費の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第55号「令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」についてですが、農業集落排水事業費補助金及び町債の増額による一般会計繰入金の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第56号「令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第1号」についてですが、4月に行った職員の人事異動による人件費の調整に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

---

### ◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書を上程し、議題といたします。

請願書の朗読は省略いたします。

紹介議員の説明を求めます。13番、藤原正春君、登壇願います。

（13番 藤原正春君 登壇）

○13番（藤原正春君） おはようございます。紹介議員として請願の趣旨を述べさせていただきます。

皆様もご承知のとおり平成30年4月1日主要農作物種子法が廃止されました。これまでは主要農作物種子法によって米、麦、大豆、原種、原原種の生産や普及させるべき優良品種の指定及び種子生産、圃場の指定や検査が都道府県に義務づけられ、穀物種子の国産需給の確保や食糧品安全保障に寄与してきました。また、地域それぞれの風土や気候に合った多種多様な種子づくりを支えてきました。

この重要な法律が突然廃止されることになったため、昨年4月までに全国131の地方議会が国に対し、万全の対策を求める意見書を提出しました。美郷町議会では平成29年12月議会において種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を提出しております。そして、県内では18の議会が意見書を提出したと伺っています。

主要農作物種子法廃止に関する国会審議の中で政府は、当面の予算確保を約束し、今後も一般財源から種子事業に必要な予算を確保し、これまでどおりに事業を進めていくとしましたが、その当面が幾らくらい事業に支障のない範囲内で継続するのか、5年なのか10年なのか30年なのか分かりません。いずれ公的種子事業が財政的、制度的な困難に直面するなど影響は避けられないものと思われまます。元農林水産大臣の山田正彦氏は、国の方針は農業競争力の強化です。生産規模の小さい銘柄は集約されて、いずれ大企業の品種に置き換わり、従来品種をつくりたいと思っても各都道府県が生産をやめれば種子が手に入らなくなり、やがて外国の多国籍企業の種子を一般農家を買わざるを得なくなっていくと警告しています。

秋田県では種子法廃止後、秋田県主要農作物種子基本要綱等を制定し、今後も県の責務として種子行政を行うため問題はないと答弁しています。しかし、要綱・要領を制定したからといって予算の裏づけとはなりません。なぜなら要綱・要領とは県庁内部の規制であり、財政状況が悪化した場合などは方針が変わることもあるからです。そこで、新潟県を初め18の道県が種子条例を制定しました。さらに、現在も5県において条例案を準備するなど条例制定に向けた動きは全国的に広がっています。もちろん美郷町内でも地域を回ると農家の方々からあきたこまちを作れなくなるのか、民間企業に種子生産を任せたら種子の価格が値上がりするのではないかなどと不安を感じる声が多く聞かれます。

秋田県の農業の主要農作物は稲です。原料の優良な種子の安定供給を維持し、生産量を安定させていくためにも事業費の支出根拠を明確にすること、及び事業の内容についても議会からチェックができるよう条例の制定を求めるものです。ぜひとも皆様に、この請願書の趣旨をご理解の上、採択いただきますようお願いいたしまして、私からの趣旨説明といたします。

○議長（澁谷俊二君） お諮りします。この請願については産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、請願第1号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第47号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、陳情第47号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第47号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第48号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、陳情第48号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第48号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎報告第4号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第4号について、ご説明いたします。

令和元年度美郷町一般会計繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

3ページをご覧ください。

令和元年度一般会計当初予算、補正予算第5号及び第6号にて議決いただきました17件の繰越明許費のうち、令和2年度への繰越しは16件、繰越額の合計は6億8,100万2,000円でございます。美郷中学校エレベーター改修事業につきましては、年度内完了してございます。

財源内訳でございますが、既収入特定財源は七滝山線林道開設の森林整備事業及び集落間道路整備事業における令和元年度実施事業の町債借入れにおきまして借入額の端数調整のため、一部令和2年度への繰越事業分も含めて借入れしたことによる繰越事業分の町債でございます。

未収入特定財源の国庫支出金は歩道整備事業及び橋梁長寿命化対策事業における社会資本整備総合交付金でございます。県支出金は園芸メガ団地整備事業事業費補助金及び林道整備事業費補助金でございます。地方債は9事業において事業に応じ過疎対策事業債、合併特例債及び農林整備事業債を充当するものでございます。また、財源のその他でございますが、役場庁舎エレベーター改修事業については公共施設整備基金繰入金、道の駅大規模改修事業については大型看板設置事業費に対する株式会社モンベルからの負担金でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第4号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第5号について、ご説明いたします。

令和元年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

7ページをご覧ください。

令和元年度下水道事業特別会計補正予算第3号にて議決いただきました県が実施している大曲処理区流域下水道事業負担金の繰越明許費で、令和2年度への繰越額は68万円でございます。

財源内訳の地方債は流域下水道事業債でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第5号の説明が終わりました。

次に提案される議案は農業委員会会長、高橋正尚君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前10時36分)

---

(午前10時36分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎同意第1号から同意第17号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、同意第1号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件から日程第26、同意第17号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件までの17件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、一括議題として上程し、議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第1号から同意第17号までの美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を説明申し上げます。

農業に関する識見を有するとともに農業経営や農家情報等に精通しており、農地の利用最適化の推進や農地課題の解決等について熱心に活動することが期待される方として、同意第1号・井関一良氏、同意第2号・奥山秀治氏、同意第3号・加藤堅之助氏、同意第4号・木村とも子氏、同意第5号・小西嘉之氏、同意第6号・佐々木定廣氏、同意第7号・佐々木竜孝氏、同意第8号・佐藤久氏、同意第9号・鈴木敏夫氏、同意第10号・高橋秀行氏、同意第11号・高橋正和氏、同意第12号・高橋正尚氏、同意第13号・中野龍太郎氏、同意第14号・深沢靖氏、同意第15号・深田秋彦氏、同意第16号・細井千代文氏、同意第17号・山田貞子氏の各氏について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得たく提案するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより一括質疑を行います。

なお、個別の議案に対する質疑の場合は議案番号を述べてからお願いします。



質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております案件中、同意第1号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第2号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第3号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第4号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第5号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第5号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第5号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第6号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第6号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第7号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第7号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、同意第7号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第8号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第8号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、同意第8号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第9号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第9号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、同意第9号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第10号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第10号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第10号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第11号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第11号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第11号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第12号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第12号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第12号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第13号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第13号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第13号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第14号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第14号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第14号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第15号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第15号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第15号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第16号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第16号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第16号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

ただいま議題になっております案件中、同意第17号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第17号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、同意第17号 美郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

高橋正尚君を入場させてください。

暫時休憩します。

（午前10時49分）

---

（午前10時49分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 戸沢明人氏は平成20年10月より人権擁護委員を務められ、家庭、地域、社会の実情に精通していらっしゃるのと同時に人権啓発活動や人権問題に熱心に熱意をもって活動されてきております。同氏は令和2年9月30日をもって任期が満了することから、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第40号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第40号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第28、議案第41号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第41号 財産の取得についてをご説明いたします。契約書の案は議案資料集1ページに、入札執行の詳細については2ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

消防用小型動力ポンプを購入するに当たり、5月19日に指名競争入札により入札を執行した結果、699万6,000円で湯沢市川連町字万九郎屋布32番地、株式会社高義商会に落札となりましたので、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

なお、本契約における納入期限は7月17日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第41号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第29、議案第42号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第42号 財産の取得についてをご説明いたします。契約書の案は議案資料集3ページに、入札執行の詳細については4ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

ホイールローダーを購入するに当たり、5月19日に指名競争入札により入札を執行した結果、

995万5,000円で大仙市大曲西根字瀬下28番地、株式会社大曲産業機械に落札となりましたので、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は11月30日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第42号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第30、議案第43号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第43号 財産の取得についてをご説明いたします。契約書の案は議案資料集5ページに、入札執行の詳細については6ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

小形ロータリ除雪車を購入するに当たり、5月19日に指名競争入札により入札を執行した結果、2,354万円で秋田市川尻町字大川反233番地の12、藤高自動車興業株式会社に落札となりましたので、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は12月28日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第43号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第31、議案第44号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第44号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。契約書の案は議案資料集7ページに、入札執行の詳細については8ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

提案理由でございますが、流域育成林整備事業七滝山線森林管理道開設工事について、5月18日に一般競争入札を執行した結果、6,270万円で美郷町六郷字古館150番地、大和建设株式会社に



落札となりましたので、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は議会の議決後に着工、完成が令和2年12月18日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第44号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第32、議案第45号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第45号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。契約書の案は議案資料集9ページに、入札執行の詳細については10ページに掲載してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、農山漁村地域整備交付金・農業集落排水事業（機能強化）後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事について、5月18日に一般競争入札を執行した結果、9,130万円で美郷町六郷字宝門清水72番地4、株式会社フジヤアクアテックに落札となりましたので、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が令和3年3月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第45号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時58分）

---

（午前11時08分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第33、議案第46号 第2次美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第46号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、同計画に過疎地域の自立促進に必要な事業を追加し、その財源として過疎対策事業債を充当可能とするため計画の一部を変更したく提案するものでございます。

変更内容は、議案56ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集12・13ページをご覧ください。

変更箇所は第2章産業の振興の4、計画の表内に事業名として（4）地場産業の振興・生産施設、その事業内容として手づくり工房湧子ちゃん改修事業、事業主体に美郷町を追加するものでございます。この事業につきましては、現在設計業務を委託しており、今年度中に工事費の補正予算をお願いし、その財源として過疎対策事業債を予定しているところでございます。

なお、今回の計画変更の内容につきましては、秋田県との協議を完了してございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第46号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第34、議案第47号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第47号についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、美郷町税条例の一部を改正いたしたく提案するものでございます。

初めに、地方税法の主な改正内容についてご説明いたします。

まず、証紙徴収によるものを除く全ての地方税について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難と認められる納税義務者または特別徴収義務者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例が設けられました。町民税関係では、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合、一定の金額について寄附金を支出したものとみなして寄附金税額控除を適用することとされました。また、住宅借入金控除について、一定の場合にその適用期限を令和16年度分まで延長することと

されました。

固定資産税関係では、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して令和3年度課税の1年分限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとする軽減措置を講じ、また生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置が生産性向上特別措置法の改正を前提に拡充・延長されました。

軽自動車税関係では、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が令和3年3月31日まで延長されました。

続きまして、改正条文についてご説明いたします。改正条文は議案58・59ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集14ページをご覧ください。

まず、第1条による美郷町税条例の一部改正でございますが、附則第8条は固定資産税の課税標準の特例規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の読替えについての規定ですが、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が講じられ、また生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置が拡充延長されたことによる所要の整理を行うものです。

附則第8条の2第4項は生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充部分に係る町の条例で定めることとされる特例率をゼロとするものです。

附則第13条の2は軽自動車税環境性能割の軽減の適用期限延長に伴う規定の整理です。

次に、第2条による美郷町税条例の一部改正でございますが、附則第8条の2第4項はイベント中止等によるチケットの払戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除及び住宅ローン控除の適用要件の弾力化の規定が追加されたことによる引用条文の条ずれを整理するものです。

第23条は地方税法の改正に伴い、イベント中止等によるチケットの払戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除の規定を追加するものです。

第24条は地方税法の改正に伴い、住宅ローン控除の適用要件の弾力化の規定を追加するものでございます。

議案第59ページにお戻りください。

第1条による固定資産税及び軽自動車税環境性能割の改正規定は公布の日から施行し、第2条による町民税の改正規定は令和3年1月1日から施行する旨を附則において規定しております。

議案の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第47号の説明が終わりました。

---

◎議案第48号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第35、議案第48号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第48号につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により傷病手当金の支給について規定されたことに伴い、美郷町において行う事務の規定を改正したく美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

改正内容につきましては62ページにございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集16ページをご覧ください。

第2条でございますが、第8号を一つ繰り下げ第9号とし、第7号の次に「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加え、第8号とするものでございます。

議案集62ページをご覧ください。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものを規定しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

---

◎議案第49号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第36、議案第49号 美郷町農村公園条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第49号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、後三年地区にあります農村公園につきまして、議案第45号で提案しております農山漁村地域整備交付金・農業集落排水事業（機能強化）後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事の用地として当公園敷地を充てるため、農村公園から除外したく提案するものでございます。

64ページをお開きください。

美郷町農村公園条例の別表から「美郷町後三年公園」の項を削るものでございます。

なお、新旧対照表を議案資料集17ページに掲載しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程37、議案第50号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第50号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、国の基準を準用しています美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したく提案するものです。

改正条文ですが、議案66ページに記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集の18ページをご覧ください。

今回の改正では特定地域型保育事業者により保育の提供を受けていた満3歳未満の保育認定子どもについて、保育の提供の終了に際して引き続き必要な教育・保育が提供されるなどの措置を講じている場合に受入先となる連携施設の確保を不要とするため所要の規定を改正するものです。

新旧対照表でございますが、第42条第4項について、「次のいずれかに該当するときは第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる」に改め、新たに第1号及び第2号を加えるものです。

次に同条第5項について、前項の次に「第2号に係る部分に限る。」を加えるものです。

議案書66ページへお戻りください。

附則でございますが、改正条例の施行期日を公布の日からとするものです。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第50号の説明が終わりました。

---

## ◎議案第51号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第38、議案第51号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第51号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の公布に伴い、国の基準を準用しております美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したく提案するものです。

改正条文は議案68ページ以降に記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集の19ページをご覧ください。

今回の改正では、1つ目として、家庭的保育事業等を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合、小規模保育事業または事業所内保育事業者から確保することを可能とすること。

2つ目として、家庭的保育事業等を行う場所において代替保育を提供する場合、代替保育が提供できるものとして小規模保育事業A型と同等の能力を有すると町が認める事業者から確保することを可能とすること。

3つ目として家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた乳児または幼児について、保育の提供の終了に際して引き続き必要な教育・保育が提供されるなどの措置を講じている場合に受入先となる連携施設の確保を不要とすること。

4つ目として、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とすること。

5つ目として、家庭的保育事業者等に従事する保育士の数の算定に当たり、准看護師をみなし保育士とすること。

6つ目として、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児について居宅訪問型保育の利用を可能とすること。

そのほか、条文の整理等を含め所要の規定について改正するものです。

それでは新旧対照表でございますが、第5条第5項について、次条の次に第1項を加え、第6条第2号について、「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、新たに第2項から第5項を加えるものです。

資料集の21ページをご覧ください。

第16条第2項について、新たに第4号を加えるものです。

次に、第23条第2項第2号について、引用条文の繰上げにより第4号を第3号に改めるものです。

次に第29条第3項、第31条第3項、22ページのほうに移りまして、第44条第3項及び第47条第3項につきまして保健師又は看護師を「保健師・看護師又は准看護師」に改めるものです。

次に22ページの最初のほうに戻りまして、第37条第4号について、従事する場合の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えるものです。

次に22ページの中段にあります第45条第1項について、第6条の次に「第1項」を加え、新たに第2項を加えるものです。

議案資料集の23ページをご覧ください。

附則第3項について、事業者等の次に「特例保育所型事業所内保育事業者を除く。」を加え、第6条の次に「第1項」を加え、5年を「10年」に改めるものです。

議案70ページのほうへお戻りください。

附則でございますが、改正条文の施行期日を公布の日からとするものです。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第51号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第52号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第39、議案第52号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第52号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、国の基準を準用している美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したく提案するものです。

改正条文は議案72ページに記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集の24ページをご覧ください。

今回の改正では、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため都道府県知事及び指定都市の長に加え中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとするため所要の規定を改正するものです。

新旧対照表ですが、第10条第3項について、指定都市の長を「指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」に改めるものです。

なお、中核市の要件としましては人口20万人以上を有する市となっております。

議案72ページへお戻りください。

附則でございますが、改正条例の施行期日を公布の日からとするものです。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第52号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第53号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第40、議案第53号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第53号について、ご説明いたします。

今回の補正は5,873万6,000円を追加する件、及び地方債の補正2件でございます。

初めに、第2表地方債補正についてご説明いたします。78ページをご覧ください。

合併特例債につきましては、道の駅大規模改修事業の財源の一部としてございましたが、国の地方創生拠点整備交付金が決定となったことにより財源の組替えで減額するものでございます。

過疎対策事業債につきましては、出生祝い金事業のほか4事業に充当する財源の一部を過疎対策事業債とするため増額するものでございます。

充当事業につきましては、歳入でご説明いたします。

それでは、歳入から順にご説明いたしますので、82・83ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源の一部として普通交付税を充当するものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、14款2項1目総務費国庫補助金、地方創生推進交付金ですが、滞在型観光推進事業費として事業費1,169万円の2分の1、584万5,000円が交付されることになり、補正をお願いするものです。内訳といたしましては、山岳ガイドやアウトドア活動のガイド育成のための経費として147万円、液晶ディスプレイによる観光情報の発信と観光客自らが行きたい場所を検索できるデジタルサイネージ導入経費として317万5,000円、七滝山の登山道に階段、標識、ベンチ等の設置経費として115万5,000円、民泊受入れ推進のための経費として4万5,000円となっております。



なお、充当すべき歳出につきましては、当初予算に計上済みでございます。

次の地方創生拠点整備交付金ですが、道の駅施設改修工事費として補助対象事業費1億4,653万4,000円の2分の1、7,326万7,000円が交付されることになり、補正をお願いするものです。

改修工事の概要ですが、現行のレストラン、調理室、売場スペースを直売品、土産物品の売場とし、曲屋をレストランに改修するものでございます。

なお、充当すべき歳出につきましては当初予算に計上済みでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金でございますが、児童手当システム改修に係る補助金で補助割合は3分の2でございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 18款1項基金繰入金でございますが、南学校給食センター食器洗浄機購入の財源の一部として公共施設整備基金から1,800万円を繰り入れるものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 20款5項4目1節雑入の自主防災組織助成金ですが、宝くじコミュニティ助成事業としまして申請しておりました元村自主防災組織への助成金について内示がありましたので、決定額200万円を計上いたします。

○企画財政課長（高橋 稔君） 21款1項町債です。2目民生債でございますが、2節子育て支援事業債は出生祝い金事業の財源として、7節障害者福祉対策事業債は透析通院者支援事業の財源として、それぞれ過疎対策事業債を充当するものでございます。

4目土木債2節水質保全対策事業債でございますが、合併浄化槽水質環境保全事業の財源として過疎対策事業債を充当するものでございます。

7目農林水産業債でございますが2節農山漁村活性化事業債は道の駅大規模改修事業の財源の一部として合併特例債を充当することとしてございましたが、地方創生拠点整備交付金の決定に伴い財源組替えのため減額するものでございます。

5節農業振興事業債は美郷振興作物応援事業の財源として、6節畜産振興事業債は優良牛飼育奨励事業、家畜自衛防疫事業等の畜産振興事業の財源としてそれぞれ過疎対策事業債を充当するものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。86・87ページをご覧ください。

○総務課長（本間和彦君） 初めに各款項目の2節、3節、4節の人件費について一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正は、今年4月1日付人事異動、手当支給対象者の変動及び新型コロナウイルス感染症の影響に対する各支援事業に係る職員人件費の調整等によるものでございまして、一

般会計全体で983万8,000円の増額でございます。

概要につきましては、104ページからの給与費明細書に記載してございます。

内訳につきましては、一般職の2節の給料が452万円の増、3節の職員手当が586万円の増、4節の共済費が8万8,000円の増、会計年度任用職員の1節の報酬が63万円の減でございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の2節から4節の説明は省略をさせていただきます。

それでは、それ以外の歳出について順次説明をまいります。

○**税務課長（小田長光仁君）** 88・89ページ中段をご覧ください。

2款2項2目賦課徴収費12節委託料、測量調査委託料ですが、地籍調査の成果に誤りがあった2件について、法務局に対し登記の修正の申出が必要であることから現地測量等の業務を委託する経費の追加をお願いするものでございます。

2款総務費の説明は、以上です。

○**福祉保健課長（齊藤敦子君）** 90・91ページの中段をご覧ください。

3款1項2目18節負担金補助及び交付金の自動車運転免許取得費補助金でございますが、当初1人分を見込んで予算を計上しておりましたが、1人から申請が提出されたことにより今後不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

なお、本目において透析通院者支援事業費の財源として過疎対策事業債を充当するため財源組替えをしております。

3目22節償還金利子及び割引料の過年度還付金でございますが、令和元年度分老人保護施設入所者負担金、扶養義務者分の減免申請を提出し、承認された方が誤って1か月分の負担金を納付してしまい、出納整理期間中に還付ができなかったため令和2年度分から還付するものでございます。

○**住民生活課長（高橋久也君）** その下、3款2項1目児童福祉総務費ですが、7節の報償費、10節の需用費は出生祝い金の支給に要する予算でございます。子供の健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支援していくことができるよう進めることから新たな制度を設けるものであります。

計上している予算は子供1人当たり5万円を現金及び商品券として支給することとしており、今後の出生数82人を見込み計上しております。町長が申し上げましたが、特に今回のコロナウイルス対策で国の特別定額給付金の対象とならなかった4月28日以降に生まれたお子様まで遡り支給対象とすることとしております。

○**教育推進課長（武田浩之君）** 議案92ページ・93ページをご覧ください。

児童福祉施設費14節のこども園屋外遊具解体工事ですが、今年度実施したこども園の屋外遊具の点検により新たに8基の屋外遊具の撤去が必要と判定されました。そのため解体工事費として110万円の補正をお願いするものです。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 5目18節負担金補助及び交付金の児童手当マイナンバー情報連携体制整備事業負担金でございますが、児童手当支給情報の整備や地方税情報に係る照会可能なデータ項目の追加等システム改修のため秋田県町村電算システム共同事業組合へ支払うものでございます。歳入でご説明したとおり、費用の3分の2が国から交付されます。

4款1項1目1節報酬の会計年度任用職員報酬でございますが、保健師助産師看護師のいずれかの資格を有する方を募集していたところ、助産師資格を有する方が採用に至り、協議した結果、委託することになったため、4つ下でございます12節委託料と予算の組替えをするものでございます。勤務は7月1日からの予定でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 同じページの下段になります。4款2項1目の18節負担金補助及び交付金ですが、ごみ集積施設設置費としまして当初予算で5件分を計上しておりましたが、既に5件の申込みがあり、今後の追加を想定し、2件分を40万円の追加補正をお願いしているものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 94ページ・95ページをお開きください。

3項1目水道費27節繰出金ですが、人事異動に伴う水道事業会計への繰出金の減額でございます。詳細につきましては、議案第56号にて説明いたします。

○企画財政課長（高橋 稔君） 6款1項4目美郷ブランド確立費でございますが、本目における美郷振興作物応援事業の財源として過疎対策事業債を充当するため財源の組替えをするものでございます。

6目農業振興施設管理費でございますが、道の駅大規模改修事業の財源として地方創生拠点整備事業交付金が決定となり、当初財源としておりました合併特例債を減額し、財源組替えをするものでございます。

7目畜産業費でございますが、本目における優良牛飼育奨励事業や家畜自衛防疫事業等の畜産振興事業の財源として過疎対策事業債を充当するため財源の組替えをするものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 8目農村整備費12節委託料ですが、谷地中農村公園におきまして老朽化した公衆トイレ及び遊具の撤去要望があり、調査した結果、解体撤去が相当と判断し、かかる経費を計上したものでございます。

続いて、27節繰出金ですが、補助制度の拡充により町負担分が減少したことによる農業集落排

水事業特別会計繰出金の減額でございます。詳細につきましては、議案第55号にて説明いたします。

○商工観光交流課長（藤田信晴君）　続きまして、7款1項1目商工総務費ですが、次のページ、96ページ・97ページをお願いいたします。

3節職員手当等の上から4番目の時間外勤務手当ですが、132万2,000円の補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、人事異動に伴う調整額が24万8,000円、商工観光交流課で実施している事業継続支援金の審査、地域応援商品券や食事券の発行に伴う時間外勤務手当額14万4,000円、あきた美郷づくり株式会社への派遣職員が道の駅美郷勤務に伴う時間外勤務手当75万3,000円、サテライト六郷への派遣職員の時間外勤務手当17万7,000円でございます。

続きまして、3目観光費18節公共施設利用制限に伴う運営費補助金ですが、あきた美郷づくり株式会社が指定管理している公共施設について、新型コロナウイルス感染症対策のため町からの指示により休業及び営業時間の短縮を実施したことによる減収について運営費補助金を交付し、公共施設の健全な運営を確保するため1,440万円の補正をお願いするものでございます。

補正額の積算についてご説明いたします。

あきた美郷づくり株式会社の4月から5月にかけて指定管理している各施設の部門ごとの休業日数及び短縮された営業時間は延べ524日休業し、248時間短縮されております。昨年、令和元年度の4月・5月同時期の売上げから仕入れ額を控除した粗利が約1,590万円で、本年度は約150万円となっており、差し引き1,440万円減少し、率にするとマイナス90%となっております。

減収額の施設別内訳では額の大きい順に、サンアール・マイナス508万円、あったか山・マイナス288万円、道の駅・マイナス284万円、湯とぴあ・マイナス270万円、ニテコ名水庵・マイナス45万円、美郷屋・マイナス19万円、ワクアス・マイナス13万円、湧太郎・マイナス13万円となっております。

減収の大きな要因としては、3つの温泉について3月11日から大広間の利用休止や10人以上の集会・宴会について予約者に自粛を促すよう町から指示があり、来館者・食堂利用者の減少が続き、4月20日から営業短縮が始まり、4月25日から5月11日までの休業が大きな減収につながりました。道の駅についても、3月11日から10人以上の集会・宴会の自粛要請が続く中、4月20日からの営業時間短縮が始まり、4月25日から営業時間の短縮や施設を閉鎖したことが大きな減収につながったと分析しております。

なお、休業時間短縮期間中に従業員を自宅待機させた際支払った給与については、雇用調整助成金の支給をハローワークに申請予定であり、支給された際は町に対し、人件費相当額の補助金

を返還することであきた美郷づくり株式会社と合意しております。

また、本目において滞在型観光事業の財源として地方創生推進交付金が決定となりましたので、財源組替えをしております。

以上で、7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、一番下の段、8款2項1目道路橋梁総務費18節ですが、大仙市・秋田市・横手市・美郷町において組織する国道13号大曲秋田間整備促進期成同盟会が令和2年5月13日に設立されたものです。事務局は大仙市でございます。これに係る負担金をお願いするものでございます。

続きまして、98・99ページをお開きください。

3目道路新設改良費ですが、橋桁の塗料にPCB（ポリ塩化ビフェニル）が混入しているか調査するため、当初予算において24橋分の調査委託料を計上いたしましたでしたが、塗料の資料採取復旧舗装経費を勘案し、工事費として発注したく予算の組替えをお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 5項1目下水道費でございますが、本目における合併浄化槽水質環境保全事業の財源として過疎対策事業債を充当するため財源の組替えをするものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 9款1項4目17節消防費の備品購入費ですが、避難所用の間仕切りの購入費用を計上しております。現在避難生活をする際には、どうしてもプライバシー保護の課題が生まれてきます。現在、避難所用の間仕切りはダンボールを利用した間仕切りセット8畳分ですけれども、10セットを備蓄しておりますが、高さが90センチのため隣人とのプライバシーの確保、また今般の新型コロナウイルス対策としましては飛沫感染の対策が必要とされることからスチールパイプによる組立て式の間仕切り、1仕切り4平米で高さ180センチのもので4部屋確保できるセットを84セット購入したく、これを計上しております。

それから、次の18節負担金補助及び交付金ですが、歳入で計上しましたが、自主防災組織助成金としまして元村自主防災組織へ200万円の助成内示がありましたので、これを計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、10款1項3目教育助成費7節の報償金ですが、町内小中学校の英語教育向上を目的として国際教養大学へ指導助言者を依頼するための謝金として4万円の補正をお願いするものです。同じく8節旅費については指導助言者の旅費として1万6,000円、10節食糧費については指導助言者の昼食代として4,000円の補正をお願いするものです。

議案100ページ・101ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費12節の施設管理委託料ですが、千畑小学校敷地内にある松1本が松くい虫に罹患しており、伐採燻蒸処理に要する予算として19万9,000円の補正をお願いするものです。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 下段、4項1目社会教育総務費でございますが、102ページ・103ページをお開き願います。

上段、10節需用費、11節役務費でございますが、民法の一部改正により成人年齢が18歳に引き下げられる令和4年度以降の成人式の在り方について、当事者となる現在の高校2年生などを対象としたアンケート調査を実施いたしたく封筒の印刷費並びに郵送料をお願いするものでございます。

2目図書館費でございますが、図書館の書籍を介した新型コロナウイルスやノロウイルス、インフルエンザ等の感染防止を図り、来館者並びに図書館従事者が安心して利用、運用できるようにするため紫外線照射式による書籍消毒機の購入に要する経費をお願いするものでございます。

4目社会教育施設費でございますが、学友館ホールの暖房設備、並びに暖房に係る温水温度制御三方弁に不具合があり、その改修に要する経費をお願いするものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きますして、10款5項3目学校給食費10節の消耗品費ですが、南学校給食センターにおいて麺類の給食時に使用している井型の食器が2種類あります。この後に説明する食器洗浄機の更新に伴いこれを1種類に統一する必要がある、食器購入に要する予算として58万1,000円の補正をお願いするものです。

同じく修繕料ですが、北学校給食センター及び南学校給食センターの施設整備ともに老朽化により5月末時点で11件、計162万円ほど支出しております。今後の応急対応に必要な修繕料に不足が見込まれるため116万7,000円の補正をお願いするものです。

同じく17節の食器洗浄機ですが、南学校給食センターの食器洗浄機の更新に要する予算として1,869万2,000円の補正をお願いするものです。南学校給食センターの食器洗浄機については平成10年3月に設置しており、20年以上経過し、操作パネルの一部に不具合が発生していることや消耗品等の交換費用も増加しております。

また、食器洗浄機の納期について年内の納期が見込まれるため、本定例会で予算を計上することといたしました。

なお、食器洗浄機購入の財源の一部として公共施設整備基金から1,800万円を繰り入れるものでございます。

その下の配送車バックカメラですが、給食配送車へのバックカメラ取付けに要する予算として37万5,000円の補正をお願いするものです。

現在、給食配送車は北学校給食センター及び南学校給食センター合わせて4台あります。うち、2台はバックカメラが取付けされておりますが、今回バックカメラがない残りの2台にバックカ

メラを取付けするものです。

議案第53号の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第53号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第41、議案第54号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第54号につきましてご説明いたします。今回の補正は3,616万円を追加するものでございます。

初めに、国民健康保険の状況につきまして簡単に申し上げます。議案資料集25・26ページの資料に被保険者数等掲載しておりますので、後でご覧いただきますようお願いいたします。

まず、医療費の総額でございますが、令和元年度は平成30年度を1.7%上回りました。減少傾向にあった医療費ですが、令和元年度は増加に転じました。被保険者数の減少に伴い、医療費が減少していくことを期待しておりますが、高額な医療費を要する疾病や高額な薬剤使用が発生する可能性を考慮しますと、このように増額する年もあると予想しております。被保険者の減少と高齢化は続く見通しでございます。

それでは歳入からご説明させていただきますので、114・115ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、被保険者数、所得の確定及び繰越金等の見通しより税額の試算をしたところ令和元年度と同率の税率で算定できましたので、3,384万円の減額を計上しております。また、令和元年度6月補正時の税額と比較しますと73万9,000円の増でございます。これは所得の伸びによるものと思われれます。1世帯当たりの基準総所得金額ですが、令和元年度と比較しますと、約5万4,000円の増、率にして約7%の増となっております。

7款1項1目繰越金でございますが、1億7,000万円を見込めることができましたので、7,000万円を増額するものです。

続きまして歳出でございます。116・117ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費でございますが、補正調整額でございます。

以上でございますが、今回の補正予算案は令和2年5月28日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会においてご承認いただいております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第54号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第42、議案第55号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第55号につきまして説明いたします。今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額には変更なく、一部組替えする件及び地方債の補正1件でございます。

初めに、地方債から説明いたします。123ページをお開きください。

第2表地方債補正につきまして、農業集落排水事業債の限度額を190万円増額し、4,630万円とするものでございます。

続いて、128ページ・129ページをお願いいたします。

歳入3款1項1目1節農業集落排水事業費補助金につきましては、補助制度の拡充により増額となるものでございます。具体的には既設処理槽の中の洗浄経費でございます。これに伴い、7款1項1目2節農業集落排水事業債も対象となることにより増額し、1段戻っていただき、4款1項1目1節一般会計繰入金については減額とし、差引き増減なしとするものでございます。

次のページ、130ページ・131ページをお願いいたします。

歳出1款2項1目13節の土地借上料ですが、工場製作された浄化槽をトレーラー搬入する際、隣接地を借り上げて搬入路とするものとし、14節の工事費から予算を組替えするものでございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第55号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第43、議案第56号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第56号につきまして説明いたします。



初めに第2条収益的収入及び支出につきまして、それぞれ310万3,000円を減額するものでございます。

続いて、第3条職員給与費につきまして258万3,000円を減額するものです。

続いて、第4条他会計からの補助金を310万3,000円減額するものでございます。

内容を説明いたします。138ページ・139ページをお開きください。

収益的収入につきまして、1款2項2目他会計補助金を減額しております。支出につきまして、1款1項4目総係費におきまして人事異動に伴い減額しております。

140ページ・141ページに給与費明細書を記載しております。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第56号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

6月18日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後0時00分)

